

月刊

登記情報

わかりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

717

2021年8月号
61巻/8号

法懇
一言 なかぐろの妙
山野目章夫

成りすましによる土地取引詐欺に関する司法書士の過失と故意
加藤新太郎

「民法等の一部を改正する法律」及び
「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の概要
村松秀樹／大谷 太／脇村真治／川畑憲司／吉賀朝哉／
宮崎文康／渡部みどり／小田智典／中丸隆之／福田宏晃

新時代のリーガルリスクマネジメント学
第7回 5×5のリーガルリスクマトリクス(中) 渡部友一郎

法制審議会だより
担保法制部会② 編集部

照会事例から見る信託の登記実務(14) 横山 亘

研究会だより
区分所有法制研究会② 編集部

遺産整理業務における「相続財産の調査と解約等手続のヒケツ」
第22回 デジタル資産の調査①～ネット銀行・ネット証券～
本橋寛樹

「疑わしい取引」と司法書士⁽²⁷⁾
—犯罪収益移転防止法に基づく「マネロン」対策の第2歩、第3歩へ—
末光祐一

中小企業とともに歩む企業法務のピントとヒント
第28話 印紙税にも目配りを! 鈴木龍介

研究会だより
氏名の読み仮名の法制化に関する研究会③ 編集部

研究会だより
氏名の読み仮名の法制化に関する研究会④ 編集部

■成年後見掲示板

実務の現場から

通達・回答 商業・法人登記 ○令3・1・29民商第11号



なかぐろの妙



早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目章夫

法制審議会の部会が常に「・」を名称に含むわけではない。民法の短期賃貸借保護の制度を廃し、担保権実行の保全処分を整備した2003年の担保・執行法制は、担保の実体的規律の見直しと関連させ、民事執行手続を整備した。共有や相隣関係と併せ不動産登記制度の見直しに取り組んだ民法・不動産登記法部会は、その成果が令和3年法律第24号、第25号となり、施行の準備が進む。部会の調査審議を支えた法務省の参事官室のチームと民事第二課とは、スタッフが同じ室で執務をする態勢がとられた。たぶん、かつて法務省の部屋割りで見なかった光景である。

「・」のサイズを大きくすると、民法と土地基本法との協働もあった。主務省の観点からは、法務省と国土交通省との連携。相続登記の義務化（不動産登記法の新76条の2）は、突然出てきた話ではない。一足先に令和2年法律第12号により改正された土地基本法が、登記による土地の権利関係の明確化をしっかりと実践せよ、と謳う（同法6条2項）。不動産登記は、所有者を明らかにする台帳としての意義を有する、とまで政府は国会の答弁で言い切った。対抗要件でしかない、と学校で教わった登記のイメージが、これからじわりと変わっていく。

その国会に眼を転ずると、衆議院と参議院という観点が用意されてよい。上記の令和3年法は、衆議院が先議した。同院の質疑は、ときに険しく政府案の課題を点検する充実した審議であったが、全会一致で可決され参議院に送付される。両議院の会派の分布が大きく異なっていない現下の情勢のもと、参議院の審議は、険しいというよりも質実に政府案の今後の課題を整理した。令和3年法の国会審議は、参議院に至り実質的に遂げられたと評価される。両院制の

運用の良例を遺した。フランス革命期の思想家・シエイエスなら何と見るか、尋ねてみたい誘惑も抱く（法律時報84巻12号の論稿は、両院制の評価に関するシエイエスの俗的な印象を正そうした憲法研究者、阪本尚文氏のデビュー作である）。

じつは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）のほうは、全会一致でなかった。令和3年法の際は、議場の発言席から見渡しても当方の説明に傾く方たちがめだったのに対し、平成30年法の際は、反対する議員とのやりとりが、それはもう、緊張感たっぷりである。国会で所有者不明土地問題の法案を最初に審議したその折、たぶん用いないと楽観して手許に置いていた控えの紙まで取り出して議員との息詰まる応酬をした記憶が鮮やかである。本懐でした。

「・」の妙をあと一つ。政府・民間。参議院の審議で民間の参考人は、相続人申告登記（不動産登記法の新76条の3）について、一旦されると申告相続人の住所が後に変わってもそのままになる、という問題点を指摘した。しかし審議の趨勢は、それが政府案の欠陥であるから否決しよう、とはならない。だからこそ、専門家が一件ずつ当事者と向き合い、本来されるべき登記がされるよう促す、そこを努めましょう、と話が展開する。思えば政府の施策が万能などということはない。民の力と協働してこそ、である。もちろん、政府としても法律が成立したから終わりではない。法務省も法案の立案から相続登記の促進に向け態勢をシフトしつつある。そこを見守ってもらうためにも、読者の皆さんに、まず本号の解説をお読みいただきたい。

（やまのめ あきお）

「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の概要

法務省民事局総務課長（前同局民事第二課長）

法務省大臣官房参事官

法務省民事局参事官（前同局民事法制企画官）

東京地方検察庁検事（前法務省民事局付）

法務省民事局付

法務省民事局付

法務省民事局付

弁護士（前法務省民事局付）

法務省民事局付

法務省民事局付

村松秀樹

大谷 太

脇村真治

川畠憲司

吉賀朝哉

宮崎文康

渡部みどり

小田智典

中丸隆之

福田宏晃

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号。以下「改正法」という。）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立し、同月28日に公布された。両法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地問題を解決するため、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法制の見直しを行っている。

本稿では、両法律の制定の経緯等を紹介するとともに、その内容を概観することとした。なお、本稿中意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解である。

1 両法律の制定の経緯等

1 背景事情及び法案提出に至るまでの経緯

不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかないいわゆる所有者不明土地については、その所有者を探索するため戸籍等の収集や現地への訪問等を要するなど、多大な時間と費用が必要となる。この結果、所有者不明土地がある場合には、土地の利活用が困難となり、民間の土地取引が阻害され、防災等の公共事業の用地取得、森林の管理など、様々な場面で支障を生じさせているほ

か、土地が管理されずに放置され、土地の管理不全化や周辺環境の悪化にもつながっており、国民経済に著しい損失を生じさせている。

平成29年度に地方公共団体が実施した地籍調査事業（全国の土地のうち約63万筆を対象）における土地の所有者等の状況に関する国土交通省の調査結果によれば、不動産登記簿のみでは所有者の所在が判明しなかった土地の割合は約22.2%（筆数ベース）であり、その発生原因としては、所有権の登記名義人が死亡して相続が発生しているが、登記記録上は登記名義人のままになっていること（相続登記未了）が全体の約3分の2（約65.5%）を占め、所有権の登記

名義人の住所が変更されているが、登記記録に反映されていないこと（住所変更登記未了）が全体の約3分の1（約33.6%）を占めていた（注1）。

このような所有者不明土地によって生じる問題は古くから存在していたと考えられるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興事業を実施する過程において、所有者不明土地等が存在するために円滑に用地取得が進まず、それに対する対応が大きな課題となつたことを契機として、広く認識されるようになった。

この所有者不明土地問題は、政府全体で取り組むべき喫緊の課題であると位置付けられ、関係省庁が役割分担をしながら連携・協力して、可能なものから速やかに各種法整備等の対策を講じてきた。

法務省・法務局においても、これまでに民事基本法制及び民事法務行政を所管する立場から、様々な施策を実施してきているが、その中でも、今回行われた不動産登記制度と不動産の所有権を中心とした民事基本法制の見直しは、所有者不明土地問題の抜本的な解決を図るために施策と位置付けられるものであり、極めて重要な意義を有する。

なお、関係法案の立案に当たり、法務大臣から、法制審議会に対し、平成31年2月14日、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問（第107号）がされた。法制審議会では、民法・不動産登記法部会（部会長：山野目章夫早稲田大学大学院法務研究科教授）が設置され、同部会

においては、同年3月から令和3年2月までの約2年間にわたり、合計26回の会議が開催された。その調査審議の結果を踏まえ、同月10日、法制審議会総会において、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱」が全会一致で決定され、法務大臣に答申がされた。

そして、この答申に基づいて立案作業が進められ、令和3年3月5日、「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が第204回国会（常会）に提出された。

2 国会審議の経過等

両法律案については、令和3年3月17日から衆議院法務委員会における審査が行われ、同月30日には衆議院法務委員会において、同年4月1日には衆議院本会議において、それぞれ全会一致により可決されて参議院に送付された。続いて、同月12日から参議院法務委員会における審査が開始され、同月20日には参議院法務委員会において、同月21日には参議院本会議において、それぞれ全会一致により可決されて法律として成立し、同月28日に公布された。なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会においては、それぞれ附帯決議がされている（注2）。

2 両法律の概観

両法律の内容は、大別すると、①所有者不明土地の発生予防の観点からのものと、②既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の觀

(注1) 平成29年12月に公表された民間の所有者不明土地問題研究会の最終報告によると、全国の所有者不明土地の面積は、九州の土地面積（約368万ha）を超える約410万haに相当し、所有者不明土地の増加防止のための取組が進まない場合には、2040年には約720万haに至ると推計されている。

(注2) 各附帯決議は、衆議院のウェブサイト（改正法につき、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmuE960A6B7D4D075FD492586B20029F9D1.htm、相続土地国庫帰属法につき、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmuCA41A67B99EDF6F2492586B2002A3805.htm）及び参議院のウェブサイト（https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f065_042001.pdf）を参照されたい。

解説

点からのものとに分かれる。

改正法は、民法並びにこれと関連して非訟事件手続法及び家事事件手続法を改正する部分と、不動産登記法を改正する部分とに分かれているが、このうち、不動産登記法の改正は、基本的には、①の観点からのものであり、民法の改正は、基本的には、②の観点からのものである。また、相続土地国庫帰属法は①の観点からのものである。

両法律の内容は多岐にわたるが、以下では、その要点を概説する。

1 不動産登記法の改正（以下、改正法による改正後の不動産登記法を「新不登法」という。）

(1) 概要

改正法では、所有者不明土地の発生予防の観点から、その主要な発生原因である相続登記の未了や住所変更登記等の未了に対応するため、これまで任意とされていた相続登記や住所変更登記等の申請を義務付けるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策を導入するなどしている^(注3)。また、所有者が不明なことによる弊害は土地だけでなく建物についても指摘がされていることから、建物についても同様の方策を導入している。

(2) 相続登記未了への対応

ア 相続登記の申請の義務化

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因としては、①相続登記の申請が義務とされておらず、かつ、その申請をしなくとも相続人が不利益を被ることが少ないと、②相続をした土地の価値が乏しく、売却も困難である場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をするインセンティブが働きにくいことが指摘されている。

そこで、改正法では、相続により不動産の所有権を取得した相続人に対し、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける^(注4)とともに、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処することとしている（新不登法76条の2第1項、164条1項）。

加えて、相続登記の申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、相続人申告登記（後記イ）や所有不動産記録証明制度（後記ウ）を新設するなどしている^(注5)。

イ 相続人申告登記

改正法では、前記アの相続登記の申請義務化に伴い、その申請義務の実効性を確保するべ

(注3) 登記の申請を義務化するに当たっては申請人の費用面での負担軽減を図ることも重要であると指摘されている（衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の附帯決議参照）。令和3年度与党税制改正大綱においては、法務省の税制改正要望を受けて、「所有者不明土地等問題の解決に向けて、相続発生時における登記申請の義務化、新たな職権的登記の創設等を含めた不動産登記法等の見直し……の成案を踏まえ、令和4年度税制改正において必要な措置を検討する」とこととされている。法務省としては、登録免許税の負担軽減を適切に図る観点から、引き続き令和4年度税制改正に向けて取組を進めていく予定である。

(注4) 改正法では、遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者や、法定相続分での相続登記がされた後に遺産分割があった場合において当該遺産分割によって法定相続分を超えて所有権を取得した者に対して、所有権の移転の登記の申請を義務付けている（新不登法76条の2第1項後段・2項）。また、代位者その他の者の申請又は嘱託により登記がされた場合には、相続登記の申請義務についての規定は適用されない（同条3項）。

併せて、改正法では、遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる旨の規定を新設している（新不登法63条3項）。

(注5) このほか、改正法の内容そのものではないが、相続登記の申請が義務化されたことを踏まえ、各地方公共団体における死亡届の受理の際に手渡される相続時のチェックリストに相続登記を盛り込む取組を引き続き進めている。相続登記の申請義務が生じることの周知・啓発を図ることが申請義務の実効性を高める上で重要なと考えられる。

く、相続人が申請義務を簡易に履行することができるようとする観点から、相続人申告登記という新たな登記を設けている（新不登法76条の3）。

この相続人申告登記は、①所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、②自らがその相続人である旨を前記アの期間内に登記官に対して申し出ること^(注6)で、相続登記の申請義務を履行したものとみなすものであり（新不登法76条の3第1項・2項）、登記官は、所要の審査の上、申出をした相続人の氏名及び住所等を職権で登記に付記するものである（同条3項）。

相続人申告登記の申出の手続等の詳細については、今後、法務省令で定めるが（新不登法76条の3第6項）、相続人申告登記は、相続の発生や法定相続人とみられる者を公示するものであり、法定相続人への権利移転を公示するものではないため、その申出に当たっての添付書面としては、申出をする相続人自身が被相続人（所有権の登記名義人）の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出すること足り、通常の相続登記の申請の場合のように、他の相続人の存否を確認するために被相続人の出生から死亡に至るまでの戸除籍謄本を提出することまでは必要がないものとすることが想定されている。

ウ 所有不動産記録証明制度

現行不動産登記法の下では、登記記録は土地

や建物ごとに作成されていて（物的編成主義）、全国の不動産から特定の者が所有権の登記名義人となっているものを網羅的に抽出し、その結果を公開する仕組みも存在しない。その結果、所有権の登記名義人が死亡した場合に、その所有不動産としてどのようなものがあるかについて相続人が把握しきれず、見逃された土地について相続登記がされないまま放置されてしまう事態が少なからず生じていると指摘されている。

そこで、改正法では、前記アの相続登記の申請義務化に伴い、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請に当たっての当事者の手続的負担を軽減するとともに登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人^(注7)として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する所有不動産記録証明制度を新設している（新不登法119条の2）。

また、ある特定の者が登記名義人となっている不動産（そのような不動産がない場合には、その旨）を一覧的に把握するニーズは、より広く生存中の自然人のほか法人についても認められると指摘されていることから、併せて、これらの者についても所有不動産記録証明制度の対象としているが、プライバシー等に配慮をして請求範囲については限定することとしている。すなわち、何人も自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産について証明書の交

^(注6) この申出は、相続人が複数存在する場合であっても、特定の相続人が単独で自己が相続人である旨について行うものである。もちろん、他の相続人を代理する形式で一人の相続人が他の相続人を含めて相続人申告登記の申出をすることも可能である。

なお、この申出をした者がその後に遺産分割を行い、遺産分割に基づいて所有権を取得したときは、これを登記に反映させておくことが将来のその処分を容易にするという観点からは重要であることから、当該遺産分割の日から3年以内に所有権の移転の登記の申請をしなければならないこととしている（新不登法76条の3第4項）。ただし、前記アと同様に、代位者その他の者の申請又は嘱託により登記がされた場合には、この規定は適用されない（同条5項）。

^(注7) なお、条文上は「所有権の登記名義人（これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）」との表現がとられており、システムの構築及び運用に要するコスト等の事情を踏まえた将来的な検討課題ではあるものの、システム整備の状況等の事情を踏まえ、今後、表題部所有者についても所有不動産記録証明制度の対象とすることを検討する方針がとられている。

解説

付を請求することができ（新不登法119条の2第1項）、被相続人その他の被承継人に係る証明書については相続人その他の一般承継人が交付を請求することができることとしている（同条2項）。

なお、この証明書の交付請求先となる登記所については法務大臣が指定することとしており（新不登法119条の2第3項）、その手数料の額等については政令等で定めることとしている（同条4項、同法119条3項・4項）。

エ 所有権の登記名義人の死亡情報についての符号の表示

現行法の下では、特定の不動産の所有権の登記名義人が死亡しても、一般に、申請に基づいて相続登記等がされない限り、当該登記名義人が死亡した事実は不動産登記簿に公示されないため、登記記録から所有権の登記名義人の死亡の有無を確認することはできない。もっとも、民間事業の計画段階等においては、その確認が可能になれば、所有者の特定やその後の交渉に手間やコストを要する土地や地域を避けることが可能になり、事業用地の選定がより円滑になることから、登記名義人の死亡情報をできるだけ登記に反映させるべきであるとの指摘がされている。

そこで、改正法では、登記名義人の相続に関する不動産登記情報の更新を図る方策の一つとして、登記官が、他の公的機関（住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）などが想定されている。）から取得した所有権の登記名義人の死亡情報（情報連携の仕

組みについては後記(3)イ参照）に基づいて不動産登記に死亡の事実^(注8)を符号によって表示する制度を新設している（新不登法76条の4）。

なお、改正法では、この符号の表示を広く実施していく観点から、住基ネット以外の情報源からも死亡情報の把握の端緒となる情報を取得することができるよう、その根拠規定を整備している（新不登法151条）。

(3) 住所変更登記等未了への対応

ア 住所等の変更登記の申請の義務化

所有権の登記名義人が住所等を変更してもその旨の登記がされない原因としては、①現行法では住所等の変更登記の申請は任意とされており、かつ、変更をしなくとも大きな不利益がないこと、②転居等の度にその所有する不動産についてそれぞれ変更登記をするのは負担であることが指摘されている^(注9)。

そこで、改正法では、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、その変更があった日から2年以内にその変更登記の申請をすることを義務付けるとともに、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5万円以下の過料に処することとしている（新不登法76条の5、164条2項）。

加えて、住所等の変更登記の申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする新たな方策（後記イ）も導入している。

イ 他の公的機関との情報連携及び職権による住所等の変更登記

(注8) なお、条文上は「権利能力を有しないこと」との表現がとられており、法務省令の定めによっては法人の清算結了も含まれ得ることとされているが、差し当たり、必要性の高い自然人の死亡情報に対象を絞る方針がとられている。

(注9) 平成30年度に全国の法務局で実施された令和元年登記所備付地図作成作業（都市部の人口集中地区が対象）における土地所有者等の所在の確認状況に関する法務省の調査（令和元年実施）の結果では、登記記録のみで所有者の所在を確認することができず、その他の調査によって所在を確認することができた所有者の割合は全体の約23%であった（なお、この数値は筆単位ではなく、人単位で算出したもの）。

このうち、相続登記未了を原因とするものが約32.1%、住所変更登記等未了を原因とするものが約62.9%となっており、都市部では、住所変更登記等未了が所有者不明土地の主な原因となっていると考えられる。

改正法では、住所等の変更登記の申請義務化に伴い、その手続の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の住所等の異動情報を取得する仕組みを新設している。

この新たな情報連携の仕組みでは、所有権の登記名義人が自然人である場合には住基ネットから、法人である場合には商業・法人登記のシステムから、それぞれ必要な情報を取得することを想定している^(注10)。

その上で、登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったと認める場合には、職権で住所等の変更登記を行うこととしている。

ただし、自然人については、DV被害者等であって最新の住所を公示されることに支障がある者も存在し得ることや、個人情報保護の観点から住民基本台帳を閲覧することができる事由を限定している住民基本台帳制度の趣旨等を踏まえ、法務局側から、所有権の登記名義人に変更登記をすることについて確認を行い、登記名義人から変更について了解（法文上は「申出」）を得たときに、登記官が職権的に変更登記をすることとしている（新不登法76条の6ただし書）。

（4） その他の改正

ア 形骸化した登記の抹消手続の簡略化

所有権以外の権利についても、例えば、登記された存続期間が満了している地上権等の権利

や買戻しの期間が経過している買戻しの特約など、既にその権利が実体的には消滅しているにもかかわらず、その登記が抹消されることなく放置され、その結果、権利者が不明となるためにその抹消に手間やコストを要するケースが少なからず存在するとの指摘がある。また、現行不動産登記法70条には登記義務者の所在が不明である場合における登記の抹消についての特例規定があるものの、手続的な負担が重いなどの理由で活用がされていない実情がある。

そこで、改正法では、より簡便に、一定の要件の下で所有権以外の権利に関する登記の抹消を可能とする観点から、次のような規定を新設している。

- ・ 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、その買戻しの特約がされた売買契約の日から10年を経過したときは、実体法上その期間を延長する余地がないことを踏まえ、登記権利者（売買契約の買主）が単独で当該登記の抹消を申請することができる（新不登法69条の2）。
- ・ 登記された地上権等の権利の存続期間や買戻しの期間が満了している地上権等の権利や買戻しの特約に関する登記について、現行不動産登記法70条1項よりも負担の少ない調査方法により所在が判明しないときは登記権利者単独での抹消を可能とする（同条2項）。
- ・ 解散した法人の担保権（先取特権等）に

（注10）この仕組みの具体的な運用については、今後、省令等において具体化していくこととなるが、現時点では次のようなものを想定している。

- ・ 所有権の登記名義人が自然人である場合には、所有権の登記名義人からその氏名、住所のほか、生年月日等の情報の提供を受け、これを検索キーとして、法務局側で定期的に住基ネットに照会をして異動情報を取得することにより、住所等の変更の有無を確認し、変更があったことが判明したときは、法務局側から、所有権の登記名義人に変更登記をすることについて確認を行う。
- ・ 他方で、法人の場合には、省内のシステム間連携により、法人の住所等に変更が生じたときは、商業・法人登記のシステムから不動産登記のシステムにその変更情報を通知することにより、住所等の変更があったことを把握する。なお、改正法では、所有権の登記名義人が法人であるときは、その会社法人等番号（商業登記法7条参照）を登記事項とすることとしており、この情報連携においても会社法人等番号を利用することが想定されている（新不登法73条の2第1項1号）。

関する登記について清算人の所在が判明しないために抹消の申請をすることができない場合において、法人の解散後30年が経過し、かつ、被担保債権の弁済期から30年を経過したときは、供託等をしなくとも、登記権利者が単独でその登記の抹消を申請することができる（新不登法70条の2）。

イ 所有権の登記名義人の国内連絡先の登記

近時、国際化の進展の下で、海外在留邦人の増加や海外投資家による我が国への不動産投資の増加により、不動産の所有者が国内に住所を有しないケースが増加しつつある。

こうしたケースにおける所有者へのアクセスは、基本的に登記記録上の氏名・住所を手掛かりとするほかないが、我が国のように住所の公示制度が高度に整備された国は少ないとことなどから、その所在の把握や連絡を取ることに困難を伴うことが少なくないと指摘がされている。

そこで、改正法では、国内に住所を有しない所有権の登記名義人に対して連絡を取りやすくする観点から、所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるものを登記事項とし、連絡先となった者の氏名や住所を登記することができるようになっている（新不登法73条の2第1項2号）。

ウ 登記所保有情報についての規律の見直し

現行不動産登記法では、土地所在図等の図面以外の登記簿の附属書類については、請求人が「利害関係」を有する部分に限って閲覧を請求することができるとされているが、この「利害関係」が具体的にどのような範囲のものを指すのかは解釈上必ずしも明らかではない。また、近時においては、プライバシーへの配慮の要請が強まり、登記簿の附属書類に含まれる個々の書類の性質・内容ごとに閲覧の可否をそれぞれ検討すべきものが増えている。

そこで、改正法では、登記簿の附属書類の閲覧については、「利害関係」との要件を「正当な理由」に改めるなど、その閲覧の可否の基準を合理化している（新不登法121条）。

このほか、DV被害者等の住所が公開されて生命・身体等に不利益を生ずることがないようにする観点から、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項（実際上、連絡先となる住所）が記録される（新不登法119条6項）。

2 相続土地国庫帰属法（2においては、条文の引用は特に断らない限り相続土地国庫帰属法を指す。）

（1）制度趣旨等

都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等により、地方を中心に、土地の所有意識が希薄化するとともに、土地を利用したいというニーズも低下する傾向があるといわれている。このような背景の下で、相続を契機として望まない土地を取得した所有者の負担感が増し、これを手放したいと考える者が増加していることが、所有者不明土地を発生させる要因となり、土地の管理不全化を招いているとの指摘がある。

そのため、相続等により取得した土地を手放すことを認め、国庫に帰属させることを可能とする仕組みを整備し、所有者不明土地の発生を予防し、土地の管理不全化を防止する必要がある。

他方で、土地所有権の国庫帰属を認めると、土地の所有に伴う管理コストが国に転嫁されるとともに、将来的に土地の所有権を国庫に帰属させる意図の下で所有者が土地を適切に管理しなくなるモラルハザードが発生するおそれがあ

る。

そこで、相続土地国庫帰属法は、過度な管理コストが国に転嫁されることやモラルハザードを防止するために、その対象となる土地を相続等により取得した土地のうち一定の要件を充たすものに限定した上で、法務大臣が要件の存在を確認の上で承認することで、土地所有権が国庫に帰属する制度としている。

その手続等の概要は、次のとおりである（制度の詳細については、今後制定されることとなる政省令に委ねられている。）。

(2) 承認申請権者等

承認申請をすることができる主体は、相続等（相続又は遺贈をいう。以下同じ。）により所有権の全部又は一部を取得した相続人であるが（2条1項）、土地が共有に属する場合には、少なくとも共有者の一人が相続等により共有持分を取得した相続人であれば、その他の共有者も承認申請をすることができる（同条2項後段）。ただし、土地が共有に属する場合における承認申請は、共有者全員が共同して行う必要があり（同項前段）、この仕組みの下では土地の共有持分の一部のみを国庫に帰属させることはできない。

(3) 承認申請とその却下

①建物の存する土地、②担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地、③通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地、④土壤汚染対策法2条1項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地、⑤境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地については、承認申請をすることができない（2条3項）。

承認申請は、一筆の土地ごとにすることとされ（5条2項）、申請に際しては、所定の承認申請書及び法務省令で定める添付書類を提出す

るほか、政令で定める額の手数料を納めなければならない（3条）。

所定の却下理由（例えば、承認申請に係る土地が相続土地国庫帰属法2条3項各号に該当することや、手数料を納付しないこと）がある場合には、承認申請は却下される（4条）。

(4) 法務大臣による審査と承認・不承認

法務大臣は、承認申請に係る土地が①崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの、②土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地、③除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地、④隣接する土地の所有者との他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもののほか、⑤通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもののいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない（5条1項）。

法務大臣は、承認をするか否かを判断するに際し、その職員（法務局の職員が想定されている。）に立入調査を含む事実の調査をさせることができ、関係機関等に対して資料の提供等を求めることができる（6条、7条）。

このほか、承認に関する意見聴取、承認の通知等に関し、所要の規定が設けられている。

(5) 負担金の納付・国庫帰属の時期

法務大臣による承認があったときは、承認申請者は、国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭（以下「負担金」という。）を納付しなければならない（10条1項）。承認申請者が負担金の額の通知を

受けた日から30日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、承認は、その効力を失う（同条3項）。他方で、承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時において、承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する（11条1項）。

(6) その他

このほか、国庫帰属地の管理、承認の取消し及び損害賠償責任、法務局長等への権限の委任に関し、所要の規定が設けられている。

3 不明共有者がいる場合の共有物の利用促進（民法等の改正。以下、改正法による改正後の民法を「新民法」と、改正法による改正後の非訟事件手続法を「新非訟法」という。）

(1) 不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理

現行法では、共有物に変更を加えるには共有者全員の同意を必要とし、管理に関する事項（変更を加えるもの及び保存行為を除く。）は共有者の持分の過半数により決するとしている（現行民法251条、252条）。しかし、共有者的一部が不特定又は所在不明である場合（以下、不特定又は所在不明である共有者を「不明共有者」という。）には、共有者全員の同意を得ることはできないし、共有者の過半数による決定もすることができないことがあり得る。不在者財産管理人（民法25条）を選任し、その同意を得て代替する方法もあるが、管理人の選任を求めた共有者が管理人の報酬等を事实上負担しなければならないケースがあるほか、共有者が不特定である場合には管理人を選任することができない。

共有物は共有者がその持分に応じて使用すべきものである（民法249条参照）にもかかわらず、不明共有者がいることにより、変更を加えることや管理に関する事項を決定することができず、共有物の利用が阻害されるのは適当でな

い。

改正法では、共有物の利用を促進する観点から、共有者一部が不特定又は所在不明である場合には、裁判を得て、不明共有者以外の共有者全員の同意により共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。後記4(1)参照）を加え、又は不明共有者以外の共有者の持分の過半数により管理に関する事項（形状又は効用の著しい変更を伴わない変更を含む。後記4(1)参照）を決することを可能としている（新民法251条2項、252条2項1号）。なお、この仕組みは、不動産に限らず、共有物一般に適用される。

この裁判の手続は、非訟事件手続であり、新非訟法85条に所要の規定が置かれている。

(2) 不明共有者がいる場合の不動産の共有関係の解消

共有者一部が不特定又は所在不明であるなどの理由で、共有物である不動産の利用が阻害されている場合には、共有関係の全部又は一部の解消を図ることが重要となる。しかし、共有者一部が所在不明のケースでは、共有物分割訴訟により共有関係を解消することが考えられるものの、全ての共有者を当事者として訴えを提起しなければならないなど、手続上の負担は小さくない。不在者財産管理人との間で共有物分割協議等をすることも考えられるが、前記(1)記載のとおりの課題がある。また、共有者が不特定のケースでは、そもそも共有物分割訴訟を提起したり、不在者財産管理制度を利用したりすることが困難である。

改正法では、不動産の共有関係を円滑に解消する観点から、申立人である共有者を当事者とし、不明共有者を名宛人として、それ以外の共有者は当事者とも名宛人ともしない裁判により、不明共有者の不動産の持分を他の共有者が取得することを可能としている（新民法262条の2）。申立人である共有者が不明共有者の持

分を取得すると、不明共有者は、その持分に代えて、持分の時価相当額の支払請求権を取得する（同条4項）。

改正法では、さらに、不明共有者の持分を申請人である共有者が取得するというプロセスを経ずに、不明共有者以外の共有者が不明共有者の持分を含む不動産全体を直接第三者に譲渡し、共有関係を解消することを可能としている。具体的には、裁判所は、共有者の請求により、不明共有者以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する不動産の持分の全部を譲渡することを停止条件として、不明共有者の不動産の持分を当該特定の者に譲渡する権限を請求者に付与する旨の裁判をすることができる（新民法262条の3）。不動産全体が譲渡され、持分を喪失した不明共有者は、その持分に代えて、不動産全体の時価相当額を不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払請求権を取得する（同条3項）。

ただし、以上の仕組みのうち、不明共有者の持分所得の仕組みは、共有物分割の請求又は遺産分割の請求があり、かつ、共有者から異議の届出がある場合には、共有物分割又は遺産分割が優先され、利用することができない。また、第三者への譲渡の仕組みは、他の共有者が自己の持分を特定の者に譲渡することに同意しなければ、停止条件が成就せず、譲渡権限の付与の効力は生じない（不明共有者の持分が遺産共有のケースにおける要件については、後記5(2)参照）。

両裁判の手続は、非訟事件手続であり、新非訟法87条及び88条に所要の規定が置かれている。

なお、以上の仕組みは、共有不動産のほか、共有に属する不動産の使用・収益権に限って利用することができる（新民法262条の2第5項、262条の3第4項参照）。

4 共有物の管理・使用に関する見直し（民法等の改正）

(1) 過半数で決することができる共有物の管理に関する事項の拡充・明確化

現行法では、共有物に変更を加えるには、共有者全員の同意を必要とする（現行民法251条）。しかし、共有者に与える影響の多寡にかかわらず、どのような変更も、一律に、一部でも反対者があればすることができないとすることは、共有物の円滑な利用等を妨げることになる。

改正法では、共有物の変更のうちその形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（以下「軽微変更」という。）については、これを全員の同意を要する「変更」から除外し、持分の過半数で決することができる「管理に関する事項」として扱うこととしている（新民法251条1項、252条1項）。

また、現行法では、共有物に賃借権等の使用・収益権を設定することは基本的には「管理に関する事項」に当たり、持分の過半数で決定することができるが、他方で、長期間にわたる使用・収益権の設定は、共有者に与える制約が大きいため、共有者全員の同意を要すると解釈されていた。もっとも、その判断基準が明確でないため、持分の過半数で賃借権等の設定をすることは実際上困難であるとの指摘がある。

改正法では、存続期間が民法602条各号の定める期間を超えない賃借権等の使用・収益権は、新民法252条1項から3項までの規定により、持分の過半数の決定等によって設定することができることを明記している（同条4項）。

(2) 共有物の管理者

共有者においてあらかじめ管理者を選任し、その管理者に管理を委ねることができれば、共有物の円滑な管理の観点から有用であるが、現行法には、管理者に関する明文の規定はなく、その選任の要件などが必ずしも明らかではない。

改正法では、管理者に関する明文の規定を設け、共有者の持分の過半数の決定により共有物の管理者の選任・解任をすることができるいや、共有物の管理者は管理行為をすることができるが、変更（軽微変更を除く。）を加えるには、共有者全員の同意を要することなどを明記している（新民法252条1項、252条の2）。

このほか、改正法では、賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する規律の見直し等がされている。

5 相続制度等の見直し（民法等の改正）

(1) 長期間経過後の遺産分割の見直し

相続人が数人ある場合における遺産分割前の遺産（相続財産）は、相続人の共有（遺産共有と呼ばれる。）に属し、相続人は、遺産に属する土地等の財産の共有持分を有する（新民法898条参照）。この共有関係の解消は、民法906条以下の遺産分割の方法により、法定相続分又は指定相続分を基礎としつつ、相続人が被相続人から受けた生前贈与等の特別受益の額（民法903条、904条）や、被相続人に対して行った介護等の貢献を考慮して定められる相続人の寄与分（民法904条の2）を加味して算出される具体的相続分に応じて実施される。

遺産共有の状態にある土地等の財産の利用を促進し、適切な管理を図るために、早期にかつ、円滑に遺産分割を実施して、遺産共有関係をできるだけ解消することが重要であるが、現行法には、具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間に特段の制限はない。

そのため、遺産分割をしないまま相続開始から長期間が経過しても、相続人は、特段の不利益を負うことはなく、いつまでも具体的相続分による遺産分割を求めることができる。

また、相続開始後長期間を経て相続人が具体的相続分による分割を求める場合には、生前贈与や寄与分に関する証拠が散逸し、関係者の記憶も薄れ、具体的相続分により遺産分割を実施

することが困難になるといった事態が生ずる。

改正法では、相続開始時から10年を経過した遺産分割は、その10年を経過する前に相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたときを除き、具体的相続分ではなく、法定相続分又は指定相続分によりすることとし（新民法904条の3）、具体的相続分による分割を求める相続人に早期の遺産分割請求を促すとともに、期間経過においては、具体的相続分の算定を不要として、円滑な分割を可能としている。

ただし、相続開始の時から始まる10年の期間の満了前6か月以内の間に、遺産分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合に、当該相続人が、その事由が消滅した時から6か月を経過する前に家庭裁判所に遺産分割の請求をしたときは、具体的相続分による分割を求めることができる（新民法904条の3第2号）。

なお、併せて、遺産分割の禁止の規律についても、その期間の終期は相続開始時から10年を超えることができないとするなどの整備をしている（新民法908条）。

(2) 長期間経過後の不明相続人の持分の取得・譲渡

不動産を共同相続し、遺産共有している相続人の中に、不特定又は所在不明の相続人（以下「不明相続人」という。）がいる場合には、不動産の共有関係を解消することが困難になる。

改正法では、遺産共有にも民法249条以下の共有に関する規定が基本的に適用されることや、相続開始の時から10年が経過するまでは相続人は具体的相続分による遺産分割を求める利益を有すること（前記(1)）などを踏まえ、遺産分割の機会を保障しつつも、不明相続人ととの間の遺産共有関係を円滑に解消する途を開くため、相続開始の時から10年を経過していることを要件として、不明相続人の遺産共有持分についても、前記3(2)の不明共有者の持分の取得・

譲渡の仕組みを利用することを可能としている（新民法262条の2第3項、262条の3第2項）。

（3）その他

このほか、改正法では、遺産共有と他の共有が併存している場合の分割方法の特則の新設、相続の放棄をした者による管理義務の明確化、相続人が明らかでない場合の清算手続の見直し等がされている。

6 財産管理制度の見直し（民法等の改正）

（1）所有者不明土地・建物の管理制度

所有者が不特定又は所在不明である土地は、所有者自身による適切な管理は实际上望むことができず、その関与が必要となつてもその関与を求めることが自体が困難である。そのため、そのような土地は、適切な管理がされず、社会経済上の不利益を生じさせることが少なくない。

現行法の下では、このような土地を管理するために、不在者財産管理制度（民法25条1項）や相続人が不分明である場合の相続財産管理制度（現行民法952条1項）が利用されていたが、これらの制度には、問題となっている土地だけでなく、不在者の他の財産や他の相続財産全般を管理することになり、必要な予納金の額がより高額になるなど、費用対効果の観点からは合理性に乏しいとの指摘があった。また、そもそも、所有者が不特定であるときは、これらの制度を利用することができない。

改正法では、所有者不明土地の適正かつ円滑な管理を実現するため、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所が、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分をすることを可能とする所有者不明土地管理制度を創設している（新民法264条の2～264条の7）。

対象となる土地及びその土地にある動産（土地所有者が所有する動産に限る。）の動産の管理・処分権は、管理人に専属するが、保存行為

や利用改良行為を超える行為（例えば、土地の譲渡など）をするには、裁判所の許可を得なければならない（新民法264条の3）。管理人は、善管注意義務を負い、対象となる土地等から裁判所の定める額の費用及び報酬を受ける（なお、対象となる土地の売却代金などから費用等を受けることができない場合には、申立人が裁判所に納付した予納金から費用等の支払を受けることになると思われる。）などする（新民法264条の5、264条の7）。

また、土地が共有である場合において、共有者の一部が不特定・所在不明であるときは、共有持分について所有者不明土地管理命令が発せられ、管理人が選任される。複数の共有者が不特定・所在不明である場合には、選任された1人の管理人がその持分をまとめて管理することが許されている。数人の者の共有持分を対象として管理命令が発せられたときは、管理人は、当該共有持分の共有者全員のために、誠実かつ公平にその権限行使しなければならない（新民法264条の5第2項等）。

さらに、同様の観点から、改正法では、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物について、必要があると認めるときは、裁判所が、利害関係人の請求により、所有者不明建物管理人による管理を命ずる処分をすることを可能とする所有者不明建物管理制度を創設している（新民法264条の8）。その内容は、所有者不明土地管理制度と基本的に同様であるが、所有者不明建物管理人の権限は、建物や動産のほか、建物所有者が有する建物の敷地に関する権利にも及ぶ。

これらの裁判の手続は、非訟事件手続であり、新非訟法90条に所要の規定が置かれている。

（2）管理不全土地・建物の管理制度

所有者の所在等が判明していても、所有者が土地を管理しないまま放置するなど、所有者に

解説

よる土地の管理が適切に行われないことがあるが、管理不全状態にある土地は、荒廃して危険な状態となり、近隣に悪影響を与えることがある。

現行法では、このようなケースにおいては、物権的請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権といった権利行使することによって、一定の対応がされてきた。もっとも、所有者に代わる管理人を選任し、土地を管理させる仕組みは存在しないため、管理不全状態にある土地について継続的な管理を行うことができず、土地の状態に応じた適切な管理を行うことに困難を伴うケースがあるといった問題があった。

改正法では、管理不全状態にある土地の適切な管理を実現するため、所有者による土地の管理が不適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又はそのおそれがある場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人による管理を命ずる処分を可能とする管理不全土地管理制度を創設している（新民法264条の9～264条の13）。

管理不全土地管理人は、対象となる土地及びその土地にある動産（土地所有者が所有する動産に限る。）の管理・処分権を有する（新民法264条の10第1項）。所有者不明土地管理人が選任された場合とは異なり、管理・処分権は専属しない（土地所有者は管理・処分権を失わない）。保存行為や利用改良行為を超える行為（例えば、土地の譲渡など）をするには、裁判所の許可を得なければならないが、所有者不明土地管理人の場合と異なり、対象とされた土地の処分についての許可は、その所有者の同意がなければ、することができないこととされている（同条2項・3項）。管理人は、善管注意義務を負い、対象となる土地等から裁判所の定める額の費用及び報酬を受ける（なお、対象とな

る土地の売却代金などから費用等を受けることができない場合には、申立人が裁判所に納付した予納金から費用等の支払を受けることになると思われる。新民法264条の11、264条の13）。

さらに、同様の観点から、改正法では、所有者による建物の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又はそのおそれがある場合において、必要があると認めるときは、裁判所が、利害関係人の請求により、当該建物を対象として、管理不全建物管理人による管理を命ずる処分をすることを可能とする管理不全建物管理制度を創設している（新民法264条の14）。その内容は、管理不全土地管理制度と基本的に同様であるが、管理不全建物管理人の権限は、対象となる建物や動産のほかに、建物所有者が有する建物の敷地に関する権利等に及ぶ。

これらの裁判の手続は、非訟事件手続であり、新非訟法91条に所要の規定が置かれている。

7 隣地等の円滑・適正な使用（民法の改正）

（1）隣地使用権の規律の整備

現行法では、土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するために必要な範囲内で、他人の所有する隣地の使用を請求することができるとされている（現行民法209条1項本文）。しかし、「隣地の使用を請求することができる」の解釈については争いがあり、例えば、隣地の所有者等の所在等が不明である場合に隣地を使用することができるか否かは必ずしも明確でない。

改正法では、土地の所有者は、所定の目的のために必要な範囲内で、隣地を使用することができる旨を明記し、隣地の所有者等の承諾がなくとも、その使用する権利を有することを明らかにするとともに（新民法209条1項本文）、隣地所有者及び隣地使用者の利益を保護するため、その使用方法の限定や事前通知などの規律

を新たに設けている（同条2項～4項）。

また、現行法では、障壁・建物の築造・修繕以外の目的のために隣地を使用することができるか否かが不明確であり、土地の利用が阻害されていた。

改正法では、類型的に隣地を使用する必要性が高いと考えられる、①境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕、②境界標の調査又は境界に関する測量及び③新民法233条3項の規定による越境した枝の切取りを列挙し、これらの目的のため必要な範囲内で、隣地使用権を認めている（新民法209条1項各号）。

(2) ライフラインの設備設置権等の規律の整備

現行法でも、解釈上、他の土地に導管や導線等の設備を設置したり、他人が所有する設備を使用したりしなければ、電気、ガス、水道等の各種ライフラインを引き込むことができない土地の所有者には、他の土地にその引込みのための設備を設置等する権利があると考えられている（その法的構成については、民法210条の類推適用や下水道法11条の類推適用など、様々な考え方がある。）。

しかし、明文の規定がないため、他の土地等の所有者が導管の設置等に応じないときや、他の土地等の所有者が所在等不明で承諾を得ることができないときには、実際上、導管等の設置等をすることが困難であるとの指摘がある。また、権利行使する際の事前の通知の要否や、他の土地の使用に伴う償金の支払義務の有無といった基本的なルールも明確ではない。

改正法では、各種ライフラインを引き込むことができない土地の所有者は、他の土地等にその引込みのための設備の設置等をすることができるとして、権利を明文化することとし、併せて、他の土地等の所有者等の権利保護のため、事前の通知や償金などの規律を整備している（新民法213条の2、213条の3）。

このほか、改正法では、越境した枝の切取りに関する規律の整備がされている（新民法233条3項）。

8 施行期日等

相続土地国庫帰属法（前記2）及び改正法のうち民法、非訟事件手続法等の改正に関する部分（前記3から7まで）については、公布の日（令和3年4月28日）から2年以内（具体的な施行期日は政令で制定。以下同じ。）に施行することとしている（相続土地国庫帰属法附則1項、改正法附則1条本文）。

また、改正法のうち不動産登記法の改正に関する部分（前記1）については、段階的に順次施行することとしている。具体的には、相続登記の申請の義務化（前記1(2)ア）や相続人申告登記（同イ）に関する規定については公布の日から3年以内、所有不動産記録証明制度（同ウ）、符号の表示制度（同エ）、住所変更登記等未了への対応（前記1(3)）といった他の公的機関とのシステム連携を前提にした施策等に関する規定については公布の日から5年以内に施行することとし、それ以外は公布の日から2年以内に施行することとしている（改正法附則1条本文・2号・3号）。

このほか、改正法においては、その施行に伴う所要の経過措置や関係法律の規定の整備等がされている（改正法附則2条～33条）。

（むらまつ ひでき）

（おおや たい）

（わきむら しんじ）

（かわばた けんじ）

（よしか ともや）

（みやざき ふみやす）

（わたなべ みどり）

（おだ とものり）

（なかまる たかゆき）

（ふくだ ひろあき）